

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会
学術委員会運営規程

(目的)

第1条 本委員会は、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会（以下「学会」という。）における学術集会(学術総会や秋季シンポジウム)の学術性と継続的な教育性を高めることを目的とする。

(業務)

第2条 学会が主催する学術集会(学術総会や秋季シンポジウム)の企画及び立案を担当校と協議する。

2 その他、学術に関する事項について活動を行う。

(構成)

第3条 委員会は委員長1名と若干名の委員および国際委員会委員長をもって構成する。

2 委員長は理事の中から理事長が指名する。

3 委員は、会員の中から委員長が選任する。

4 委員の任期は、原則2年間とし、再任を妨げないものとする。

(審議)

第4条 審議は原則として学術総会の1年半程度前および学術総会や秋季シンポジウムに合わせて開催される委員会で行う。

2 時間的な制約がある場合はメーリングリストによる持ち回り審議を行うことができる。

3 委員長は委員会における審議決定事項を理事会に報告する。

(附則)

第5条 本委員会運営規程は令和元年8月1日から施行する。